

# 病院の再生に向けて① 救急医療について

## ◎ 病院の指定管理者が決定

本年10月から水原郷病院は、新潟県厚生農業協同組合連合会（厚生連）が運営することになりました。これから、市と厚生連は力を合わせて、水原郷病院が市民の生命と健康を守る病院として再生できるよう努力してまいります。病院の再生は、行政と指定管理者だけでできるものではありません。市民の皆さまの理解と協力が欠かせません。今月号から、病院をめぐる状況やこれからの取り組み、厚生連の運営による病院の概要、具体的な変更点などをシリーズでお知らせします。行政と指定管理者、そして市民の皆さまと協同による水原郷病院の再生に向けて、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 現在の救急医療の状況

以前の水原郷病院では、市内の救急車の約8割に当たる年間1,000件前後の救急患者を受け入れており、市内だけではなく、周辺地域からの患者も含

めて、年間1万人近くの時間外患者の診療を行う地域の中核病院として地域住民の安心のよりどころとなっていました。それが平成17年度の医師の大量退職から、救急患者の受け入れを制限せざるを得なくなり、現在でも可能な限りでの受け入

## 5 医療の受け方

また、お子さんの急病については、「新潟県小児救急医療電話相談（土曜、日曜、祝日および年末年始の午後7時から10時まで）」☎025・288・2525または携帯電話で、#8000がります。

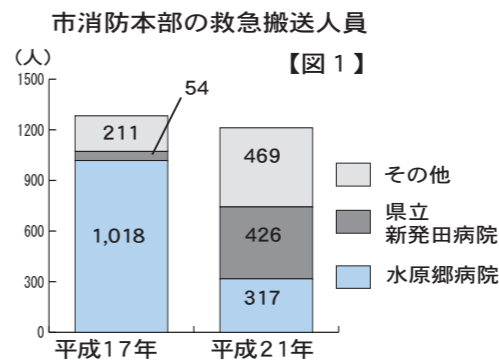
## 4 公設民営化後の医師確保と救急受入体制

指定管理者である厚生連の計画では、平成25年までに医師を4人増員するとしています。また、「可能な限り早期の救急告示病院の指定復活を目指し、救急患者の受入率向上に努める」との計画です。

これは、ほかの厚生連病院とのネットワークを築き上げることによって、医師の派遣元である関係大学の理解を得ながら、実現していこうとする計画です。この計画が順調に進めば、市民にとって念願である救急体制の復活に一つ近づけることになる。

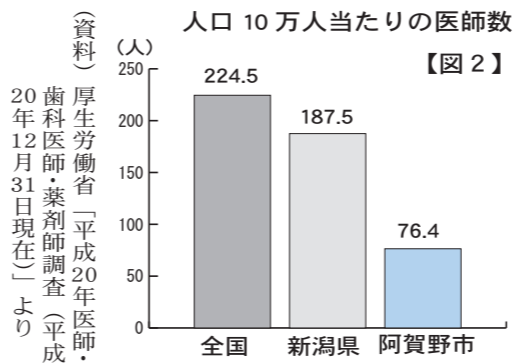
しかし、これは市民の協力がなければ、成し遂げられません。医療の受け方が以前と変わらなければ、再び医師の退職を招くおそれがあります。診療所や病院の役割や機能を理解し、安易なコンビニ受診を避け、正しく利用することが必

れを行っているものの、以前の3分の1程度の受け入れとなっています。【図1】受け入れられなくなった患者は、新しい県立新発田病院やその他の病院へ搬送されることになりましたが、搬送時間が長くなるなどの弊害もあり、水原郷病院の救急医療体制の回復は、市民の最も望むところとなっています。



## 2 医師不足問題

水原郷病院では、平成17年度に医師の大量退職があり、救急指定病院の指定の取り下げ、救急患者の受け入れ制限、一部診療科における診療制限等を行わなければならなくなりました。



現在は、15人の医師で運営を行っており、受け入れ体制についての変更はありません。医師が退職した原因としては、平成16年の新医師臨床研修制度の開始や、過酷な勤務状況などさまざまな理由が考えられますが、根本的な問題は、阿賀野市を含めた周辺地域において医師の絶対数が不足していることであると考えられます。私たちは、この医師不足の問題を直視し、その現状のもとで、どのような対応をとるべきなのか考える必要があります。なお、全国的な医師不足が指摘される中で、新潟県は全国平均以下であり、阿賀野市はさらに新潟県平均を大幅に下回っています。【図2】

もう一つ、医師の退職の理由として指摘されていること、いわゆる「コンビニ受診」の問題があります。コンビニ受診とは、軽症で急を要しないにもかかわらず、時間外の方が空いている、仕事を休めないといった理由で、コンビニエンスストアを利用するのと同じ感覚で、安易に正規の診療時間外に診療を受けることをいいます。このコンビニ受診が医師不足の現状と合わさって、医師を肉体的にも精神的にも追い詰めていったと考えられます。また、診療時間外に大勢の軽症の方が集中することによって、直ちに入院や手術が必要な方への対応が遅れてしまう恐れもあります。本当に救急医療が必要となったときに、適切な診療が受けられるように、安易なコンビニ受診はしないようにしなくてはなりません。そのためには、普段から、日常的な診療や健康管理をしてくれる「かかりつけ医」を持つておくことや、休日や夜間の診療を受け付けてくれる診療所などを調べておくことが大切です。【別表】をご覧ください。

### 【解説】一般・救急診療体制

| 段階   | 役割  | 救急医療  | 医療機関                                  |                           |
|------|---|---|---------------------------------------|---------------------------|
|      |   |   | 平日                                    | 休日・夜間                     |
| 1次医療 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な疾病や軽度の外傷などに対する診断・治療</li> <li>普段の健康管理や疾病予防</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外来診療で対応可能な比較的軽症の場合</li> </ul>                  | 診療所・医院（開業医）                           | 新発田地区救急診療所<br>阿賀野市休日診療当番医 |
| 2次医療 | <ul style="list-style-type: none"> <li>入院を必要とする重症患者の診療</li> <li>比較的高度な診療</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>ただちに入院・手術が必要な場合（1次救急医療機関からの紹介・救急車）</li> </ul>  | 水原郷病院などの病院                            |                           |
| 3次医療 | <ul style="list-style-type: none"> <li>重症患者や高度で専門的な診療が必要な患者の診療</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>生命の危機に瀕している状況（1次・2次救急医療機関からの紹介・救急車）</li> </ul> | 県立新発田病院（救命救急センター）<br>新潟市民病院（救命救急センター） |                           |

### 【別表】休日・夜間の診療体制

| 名称  | 診療科目     | 診療日                                       | 受付時間                                       |
|---|----------|---|--|
| 新発田地区救急診療所<br>新発田市本町4-16-83<br>(下越総合健康開発センター内)<br>☎0254-23-8350 | 内科・小児科   | 月曜～金曜                                     | 午後7時30分～10時                                |
|   |          | 土曜  | 午後6時30分～9時                                 |
|   |          | 日曜・祝日<br>8月14日・15日<br>12月31日～1月3日         | 午前9時～11時30分<br>午後1時30分～4時30分<br>午後6時30分～9時 |
|   | 外科       | 日曜  | 午前9時～11時30分<br>午後1時30分～4時30分               |
|   |          | 日曜・祝日<br>8月14日・15日<br>12月31日～1月3日         | 午前9時～11時30分<br>午後1時30分～4時30分               |
|   | 歯科       | 日曜・祝日<br>8月14日・15日<br>12月31日～1月3日         | 午前9時～11時30分<br>午後1時30分～4時30分               |
| 各医療機関で対応可能な範囲（急病患者対象）   |          | 日曜・祝日等<br>(広報あがのお知らせ版または市のホームページでご確認ください) | 午前9時～正午                                    |
| 五泉市東蒲原郡医師会夜間診療所<br>五泉市東本町2-9-6<br>☎25-7878                      | 比較的軽症な患者 | 平日  | 午後7時～10時                                   |

■問い合わせ＝企画政策課 病院改革推進室 ☎61-2483（直通）